

付編 2 東南海・南海地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

第 1 推進地域の指定

近い将来、発生することが懸念されている東南海・南海地震について、国による「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が平成 14 年 7 月に制定され平成 15 年 7 月に施行された。法第 3 条の規定に基づき、平成 15 年 12 月の中央防災会議において本市を含む 1 都 2 府 18 県 652 市町村が「東南海・南海地震の防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」として指定された。

推進地域（指定要件、震度 6 弱以上となる地域）に指定された本市は、国の基本計画や大阪府の推進計画と整合を図り推進計画を策定する。

第 2 推進計画の目的

本計画は、東大阪市防災会議が国の基本計画や府の推進計画を基本として、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第 6 条の規定に基づき策定する計画で、東南海・南海地震から、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定めます。

第 3 推進計画の役割

本計画は、東南海・南海地震による災害に関し市、府、その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示し、市その他の防災機関、事業者が防災計画等の作成にあたっての指針となり、市民の参考となるものである。

第 4 防災関係機関が地震発生時の災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策として行う事務又は業務の大綱

本市の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき

事務又は業務の大綱は、次のとおり。

1 市及び大阪府

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|------|---------------------------|------------------------|-------------------------|
| 東大阪市 | 東大阪市の地域に係る災害予防事業の推進に関すること | 東大阪市の地域に係る災害応急対策に関すること | 東大阪市の所管に属する施設等の復旧に関すること |
| 大阪府 | 大阪府の地域に係る災害予防事業の推進に関すること | 大阪府の地域に係る災害応急対策に関すること | 大阪府の所管に属する施設等の復旧に関すること |

2 大阪府枚岡・河内・布施警察署（以下「大阪府警察」という。）

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|------------------------------------|---|---|------|
| 大阪府警察 (枚岡警察署 河内警察署 布施警察署) | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・伝達体制の整備に関すること 2 交通の確保に関する体制の整備に関すること | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること 2 被災者の救出救助及び避難指示に関すること 3 交通規制及び管制に関すること 4 広域応援等の要請及び受入れに関すること 5 遺体の検視(見分)等の措置に関すること 6 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持に関すること | |

3 指定地方行政機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|-------------------|--|------------------------------------|------|
| 大阪管区气象台 | 災害発生前の気象、地象、水象等に関する観測、予報、警報の発表及び伝達に関すること | 気象、地象、水象等に関する観測、予報、警報の発表及び伝達に関すること | 同左 |
| 近畿農政局 大阪地域センター | | 応急食料品及び米穀の供給に関すること | — |

4 自衛隊

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|---------------|------------------------|---|------|
| 陸上自衛隊 第3師団 | 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の支援協力に関すること 2 緊急時モニタリングの支援に関すること | — |

5 指定公共機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|----------------------------------|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 西日本旅客鉄道 株式会社大阪支社 | 市内鉄道施設の整備と 防災管理に関すること | 災害時の鉄道施設の応 急復旧、緊急輸送対策 及び鉄道通信施設利用 の協力に関すること | 被災鉄道施設の復旧に 関すること |
| 西日本電信電話 株式会社（大阪支店） | 電気通信施設の整備と 防災管理に関すること | 災害時の非常通信の調 整確保及び気象予警報 の伝達、電気通信施設 の応急 復旧等に関する こと | 被災公衆電気通信施設 の災害復旧に関するこ と |
| 日本通運株式会社 淀川支店 | — | 災害時におけるトラッ クによる救助物資の輸 送協力に関すること | — |
| 関西電力株式会社 東大阪営業所 | 電力施設の整備と防災 管理に関すること | 災害時の電力供給確保 及び電力施設の応急復 旧に関すること | 被災電力施設の復旧に 関すること |
| 大阪ガス株式会社 導管事業部 北東部導管部 | ガス施設の整備と防災 対策に関すること | 災害時のガス供給の確 保及びガス施設の応急 復旧に関すること | 被災ガス施設の復旧に 関すること |
| 西日本高速道路株式会 社 関西支社 吹田管 理事務所 | 市内の所轄道路の整備 と防災管理に関するこ と | 被災所轄道路の応急復 旧に関すること | 被災所轄道路の復旧に 関すること |
| 阪神高速道路 株式会社 大阪管理部 | 市内の所轄道路の整備 と防災管理に関するこ と | 被災所轄道路の応急復 旧に関すること | 被災所轄道路の復旧に 関すること |

6 指定地方公共機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|--|--|--|----------------------------------|
| 土地改良区 （東大阪市拾六個土地 改良区、築留土地改良 区、その他土地改良区） | 水門及び水路の整備と 防災管理に関すること | 1 農地及び農業用施 設の被害調査に関する こと 2 湛水防除活動に関 すること | 被災農地、農業用施設 の復旧事業の推進に関 すること |
| 水防事務組合 （恩智川水防事務組 合、淀川左岸水防事務 組合、大和川右岸水防 事務組合） | 1 水防団員の教育及 び訓練に関すること 2 水防資機材の整 備、備蓄に関するこ と | 災害時における水防活 動計画の実施に関する こと | 被災河川施設の復旧の 推進に関すること |
| 近畿日本鉄道株式会社 | 市内の鉄道及び施設の 整備と防災管理に関す ること | 災害時の緊急輸送の協 力及び施設の応急復旧 に関すること | 被災鉄道施設の復旧に 関すること |

7 原子力事業者

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|------------|---|---|------|
| 近畿大学原子力研究所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること 2 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること 3 特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。））及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること 4 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備・維持に関すること 5 大阪府東大阪オフサイトセンター（「Off-Site Emergency Managing Control Center」、以下「OFC」という。）への資料の提出に関すること 6 防災教育及び防災訓練の実施に関すること 7 原子力防災知識の普及、啓発に関すること 8 環境放射線監視への協力に関すること | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集伝達及び通報連絡に関すること 2 原子力緊急事態応急対策（原子力災害合同対策協議会への参加を含む。）の実施に関すること 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること 4 緊急時医療活動への協力に関すること 5 他の原子力事業者への協力に関すること 6 その他、大阪府・関係市町村等が実施する原子力防災対策への協力に関すること | - |

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧 |
|--|-----------------------|--|------|
| 医師会 ((社) 枚岡医師会) ((社) 河内医師会) ((社) 布施医師会) | 健康部との調整に関する こと | 災害時における緊急医 療活動に関すること | — |
| 東大阪市赤十字奉仕団 | — | 災害時における医療、 助産等救護の協力及び 避難所開設時における 協力に関すること | — |
| 東大阪商工会議所 東大阪市小売市場連合会 東大阪市商店会連合 会 市内農業協同組合 | — | 災害時における物価安 定についての協力及び 救助物資、復旧資材の 確保等の協力に関する こと | — |
| 危険物等の取り扱い施設 | 危険物等の防災管理に 関すること | 災害時における危険物 等の保安措置に関する こと | — |
| ため池管理者 | ため池の整備と防災管 理に関すること | ため池の被害調査に関 すること | — |
| その他公共的活動を 営むもの | — | 市が行う防災活動につ いて、公共的業務に応 じての協力に関するこ と | — |

第2章 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

東南海・南海地震又は当該地震と判断される規模の地震(震度5弱以上を観測)が発生したときは、災害対策基本法第23条及び東大阪市災害対策本部条例(昭和42年3月30日東大阪市条例第97号)に基づき設置する。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

非常配備体制の組織は、災害が発生又は発生のおそれがある場合、通常業務を中断し、緊急に情報の収集及び市域の被害の実態を把握し、効果的に災害対策を実施する組織であり、本部中枢組織及び活動組織よりなる。非常配備体制がとられたときは、行政組織から防災体制部局へ移行する。

- ・ 本部は市長を本部長とし、副市長及び危機管理監並びに市長が予め指名した者を副本部長とする。
- ・ 市長が不在の場合は、副市長、危機管理監又は市長が予め指名した者を本部長臨時代行とすることが出来る
- ・ 勤務時間外において市長の参集が遅れる等の場合の本部長臨時代行は、最初に参集した2名の本部員の内、上席者を本部長臨時代行とし次のいずれかの者が参集するまでその任にあたり、以後上席者が到着するたびに本部長臨時代行は交替し、最後に市長の到着をもって本部長臨時代行は終了する。

災害対策本部の組織及び運営は、『東大阪市地域防災計画(総則編)第1章、第7節、防災体制部局・班の事務分掌、及び第8節、第2、組織』に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

地震が発生したとき、関係機関は相互連携のもとに的確かつ円滑に災害応急対策活動を実施するため、平常体制から本部体制に移行することとし、この場合の組織及び動員について定めるとともに、初動期、特に、勤務時間外の初動のあり方は、被害の発生及び拡大を大きく左右することから、その迅速かつ円滑な活動のあり方を定めることとする。

1 動員配備基準

職員の動員に関しては、配備区分を四段階に分けることとし、配備時期、配備内容及び参集者は、

次に掲げる基準によることとする。ただし、被害の状況に応じて、市長（本部長）が特に必要と認めるときは、この基準と異なる動員配備体制をとることができる。

| 配備区分 | | 配備時期 | 配備内容 | 参集者 |
|------|------|---|--|---|
| 事前配備 | | 被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき | 通信情報活動に応じられる体制 | 危機管理室員、建設局長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、そのほか危機管理監が必要と認めた場合の総務担当課長 |
| 警戒配備 | | 市域又は隣接市町で震度4を観測したとき | 震災による二次災害の発生を防御及び隣接市町への応援体制のため、通信情報活動、機器資機材の点検・整備を行う体制 | 危機管理室員、建設局長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員及び総務担当課長 |
| 非常配備 | A号配備 | 1. 震度5弱以上を観測したとき 2. その他必要により市長が当該配備を指令するとき | 災害対策本部を設置し、被害情報の収集とその対応活動にあたるための体制 | 危機管理室員、建設局長及び上下水道局長からあらかじめ指名された職員、各部次長級以上の職員、総務担当課長、緊急被害状況調査員、災害時要援護者調査員及び全職員の2分の1程度の職員 |
| | B号配備 | 1. 震度6弱以上を観測したとき 2. その他必要により市長が当該配備を指令するとき | 災害対策本部を設置し、市の全力を挙げて対処しきれない非常事態において防災活動を実施する体制 | 全職員 |

- (注) 1. 消防局は、別途警防規程による体制とする。
2. 震度4及び震度5弱の場合、参集しない者は連絡があるまで又は地震発生から3時間以内は、自宅待機とする。

2 地震発生直後の対応

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合

勤務時間内に地震が発生した場合の活動は、次のとおりとする。

① 安全

来庁している市民の安全を第一とし、合わせて職員一同机の下にもぐる等、身の安全の確保に徹する。

② 緊急放送

緊急放送を行い、地震時の最も基本的な注意事項を繰り返し述べる。

- ・あわてて外に飛び出さないでください。窓ガラスなど、落ちてくる物があり危険です。
- ・どなたかケガをした人はありませんか。もしあれば、職員に申し出てください。
- ・職員が避難の誘導をしますので、職員の指示に従って下さい。

③ 負傷者の救出

市民、職員等庁舎内での負傷者を速やかに救出し、病院へ搬送するなど必要な措置を行う。

④ 緊急避難

地震の鎮静化を待ち、余震に備えて来庁している市民を応急避難させるため、危険な通路を避け、屋外の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合

勤務時間外に市域又は隣接市町で震度5弱以上を観測した場合の初動活動は、次のとおりとする。

① 参集

ア. 職員は、動員計画に基づいて、所属する防災体制部局であらかじめ定められた参集場所に集合する。

イ. 職員は、参集にあたって、災害応急対策活動にふさわしい安全な服装をする。

ウ. 参集の手段は、原則として、徒歩、自転車又はバイクとする。

エ. 職員は、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、緊急に最低限必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。ただし、あらかじめ緊急出動を定められている者は、参集することを優先しなければならない。

オ. 職員は、参集の途上において被害の発生があれば状況を把握し、これを緊急・応急被災状況報告書にとりまとめて、所属する防災体制部局・班又は参集場所の長に報告する。

カ. 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた参集場所に参集することが困難な場合は、通信連絡等により所属する班長又は事務局の指示を受けなければならない。

キ. 次の者については参集を要しないものとする。

- ・心身の故障により許可を得て休暇中の者
- ・その他やむを得ず部局長が参集を要しないと認めた者

② 施設の点検 様式3

所属長は、庁舎、施設、設備等の点検を行い、総務班に報告する

③ 人員点検 様式4

所属長は災害発生後、人員点検を行い総務班に報告する

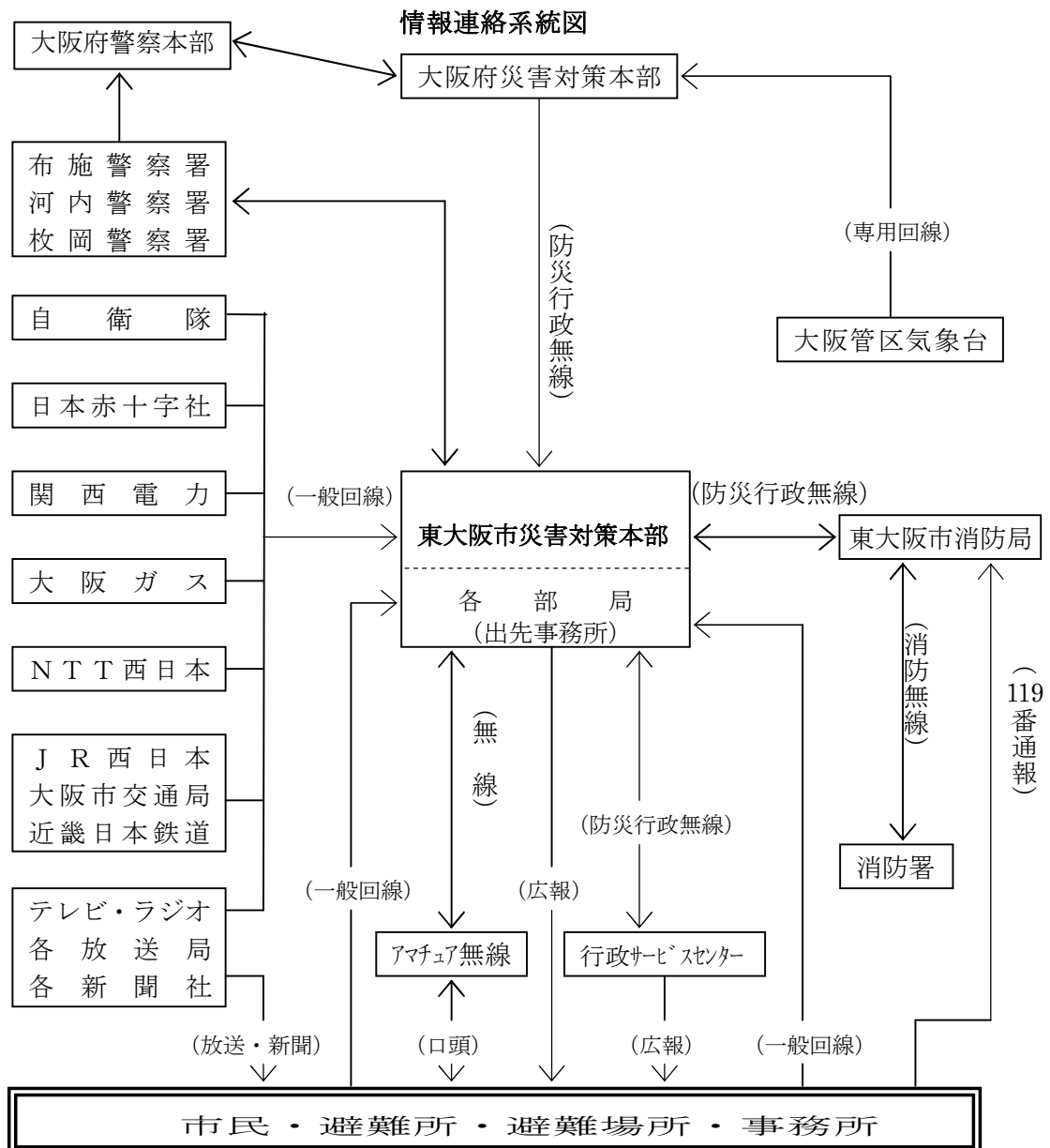
第3章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

あらかじめ緊急情報収集伝達計画に定められた緊急を要する事務に就く者は、緊急情報収集伝達計画に基づき、定められた所掌事務の処理のため出動する。(緊急情報収集伝達計画の履行) 各部局・班又はグループで情報収集を行った場合は、グループにおいて東大阪市地形図(1/10,000 図面)等を活用し、事務局に報告する。この場合、記述項目は、緊急・応急被災状況報告書に準じ、調査範囲を明記する。

被災の状況により通常の情報伝達網が寸断されることを考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるようにバックアップ体制、多ルート化を検討する。



(1) 各部署・班が行うべき緊急情報収集活動

各部・班が災害直後に自立的な緊急出動により、収集すべき主要な情報は、次の通りである。

| 担 当 部 署 | 応 急 情 報 収 集 活 動 内 容 |
|-------------------|--|
| 緊急被害状況調査班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 概括的、全市的な被害状況 ・ 二次災害の発生危険の有無とその内容 ・ 重点的に行うべき活動の種類、又は活動すべき地域が判断できる情報 |
| 災害時要援護者調査班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護高齢者・障害者の避難状況とこれら対象者が避難していない場合の自宅の状況 ・ 要援護高齢者・障害者の安否、支援状況の把握 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道情報・監視カメラ・ヘリコプターテレビシステム等の情報収集、広報用情報の収集及びこれらの整理・報告 |
| 各 部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被害状況の事務局への報告 ・ 職員参集情報の取りまとめと事務局への報告 ・ 参集時及び現場活動時に収集した被害情報の報告 ・ 緊急情報及び異常事態等の緊急報告 ・ 事務局指示事項の調査・報告 |
| 税務部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の問合せ・通報・苦情等の受付・処理事項の情報化及び報告 |
| 建設局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・橋梁の被害状況の緊急調査・報告 ・ 交通状況・道路規制等道路の使用状況の把握・報告 ・ 市営住宅等施設利用者のある施設の緊急調査・報告 ・ 市の緊急を要する諸施設（例えば一時避難地に用いられる公園）の緊急調査及び報告 ・ 河川・ため池等の堤防、土砂災害等及び危険物等、二次災害危険箇所の緊急調査 |
| 健康部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療班の要否、後方医療の可能性及び支援要請の要否並びにその内容等の把握のため、医療機関の被災状況、負傷者の発生状況等の緊急把握 |
| 福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人施設等外部利用者がある福祉施設の緊急調査・報告 |
| 子どもすこやか部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園児・保育士等の避難状況、安否等の情報 |
| 上下水道局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設の緊急調査、給水活動の要否の把握及びこれらの報告 ・ 下水道施設の緊急調査・報告 ・ 河川・ため池等の堤防、土砂災害等及び危険物等、二次災害危険箇所の緊急調査 |
| 消防局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物倒壊、出火、負傷者、要救助者、死者等で消防活動に係る被害状況の調査及び報告 ・ 通報・出動・消火・救助・救急等の活動情報や被害情報の収集 |
| 教育委員会事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒、園児、教職員等の避難状況・安否に関すること ・ 避難所に指定された教育施設等緊急に把握を要するものの被害調査・報告 |
| 経済部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資輸送拠点の被災状況 |
| 環境部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理施設の被災状況の把握・報告 |
| 市民生活部（行政サービスセンター） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急被害状況調査班、災害時要援護者調査班の支援 ・ 行政サービスセンター周辺部の被災情報収集 ・ 市民への問合わせ調査等 ・ 教育施設以外の避難所に指定された施設で、緊急に把握を要するものの被害調査報告 |

各部・班が収集した情報のとりまとめと報告は、次のとおり行う。

| 担 当 部 署 | 情 報 収 集 活 動 内 容 |
|------------|---|
| 行政管理部情報管理班 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集した応急情報を図面情報、データ情報として整理 ・詳細情報の把握、整理、報告及び管理 ・全体の職員の参集状況・活動状況、防災関係機関・民間諸団体等の活動状況の把握及び本部への報告 |

① 緊急情報収集伝達計画による情報

緊急情報収集伝達計画により緊急被害状況調査員等が収集した情報は、事務局において迅速かつ的確に整理し、本部への報告及び必要な部局への連絡を行う。

② 職員個人が報告する情報

参集情報、現地活動被災情報、問い合わせ情報又は市民・企業情報等の個別情報は、原則として緊急・応急被災状況報告書により、各部局の総務班を通じて、事務局に報告される。

③ グループでの情報収集

各部局・班又はグループで情報収集を行った場合は、グループにおいて東大阪市地形図（1/10,000 図面）等を活用し、事務局に報告する。この場合、記述項目は、②に準じる。

④ 活動組織の報告

- ア 活動組織の班長は、総務班を通じて、10 時頃及び 15 時頃の定時に活動情報を報告する。
- イ 災害初期の混乱期における情報は、迅速に収集・整理を行い、できるだけ頻繁に報告を行う。
- ウ 活動中に発生した重要な事態は直ちに総務班長に報告する。総務班長は、直ちに活動に関するものは、事務局に報告するとともに、部局内各班に連絡する。報告を受けた事務局は本部へ報告するとともに、必要な部局への連絡を行う。

(2) 大阪府への報告

① 報告の基準

災害対策基本法第53条に基づき、市が大阪府（危機管理室）に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

ア 一般基準

- ・災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ・市が本部を設置したもの。

イ 個別基準

震度 4 以上を観測したもの

ウ 社会的影響基準

- ・一般基準、
- ・個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

② 報告要領

事務局は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により大阪府に報告するものとする。被害状況等の報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告

取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。

大阪府（危機管理室）に対しての第一報は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

ア 発生報告

災害発生直後に、「被害状況等報告様式」に沿って情報収集できた範囲において報告するとともに、避難、救護の必要性及び災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項についてその概況を報告する。

イ 中間報告

発生報告を行ってから被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を報告する。

ウ 確定報告

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式に掲げる全項目について報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

③ 大阪府及び国への報告

ア 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。

イ 大阪府への報告が通信の途絶等でできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに大阪府に報告を行う。

④ 報告の方法

報告は、大阪府防災情報システム、大阪府防災行政無線、電話・ファクシミリ等による。

⑤ 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合には、第一報を大阪府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）である。

資料 3-18：被害状況等報告様式

2 施設等の緊急点検・巡視

所属長は、『東大阪市地域防災計画（地震災害対策編）第1章、第1節、第1の3人員、施設の点検』に定めるところにより、公共施設等、防災活動の拠点施設、避難場所に指定されている施設や土砂災害危険場所の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

3 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置をとるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

救助・救急・消火活動については、『東大阪市地域防災計画（地震災害対策編）第1章、第5節、

第5、消防局』に定めるところによる。

医療活動については、『東大阪市地域防災計画（地震災害対策編）第1章、第5節、第3救急医療及び第2章、第4節、医療体制』に定めるところによる。

5 物資調達

- 1 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。
- 2 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。
- 3 市は、災害発生後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を大阪府に供給要請する。

6 輸送活動

輸送活動については、『東大阪市地域防災計画（地震対策編）第1章、第8節、輸送体制の確保』の定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、『東大阪市地域防災計画（地震対策編）第2章、第4節、医療体制及び第2章第8節防疫、保健衛生活動』の定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

各担当部は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保に努め、府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者やドライバー等（以下「旅行者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府が保有する物資等の払出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるよう要請する。

2 人員の配備

市本部は、人員の配備状況を府に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

各担当部及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、東大阪市地域防災計画に定める災害

応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、防災関係機関等に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保するため、応援体制について定める。

- 1 緊急消防援助隊、地方公共団体・指定地方行政機関等及び自衛隊に対する応援要請については、『東大阪市地域防災計画（地震対策編）第2章、第1節応援の要請』の定めるところによる。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

東南海・南海地震による津波被害について、本市は法の規定に基づく津波に関する防災対策を講ずべきものに係る区域はないが、大阪府内の5市1町（大阪市「西淀川区、淀川区、北区、福島区、西区、此花区、大正区、港区、中央区、浪速区、住之江区、西成区」堺市、高石市、泉大津市、阪南市、岬町）が津波に関する防災対策を講ずべき区域に指定されている。市民がその区域に通勤通学する場合や潮干狩り、魚釣り等のレクリエーションで海岸を訪れることも考えられることから、津波に対する危険性を周知する必要がある。

1 津波警報・注意報

地震発生から数分後に、気象庁（大阪管区气象台）は、津波警報・注意報を発表する。

| 警報・注意報の種類 | | 解 説 | 発表される津波の高さ |
|-----------|------|---|--|
| 津波警報 | 大津波 | 予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。 | 5 m（3 m < 予想高さ ≤ 5 m）、10 m（5 m < 予想高さ ≤ 10 m）、10 m超（10 m < 予想高さ） |
| | 津波 | 予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。 | 3 m（1 m < 予想高さ ≤ 3 m） |
| 津波注意報 | 津波注意 | 予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。 | 1 m（0.2 m ≤ 予想高さ < 1 m） |

2 津波予報

| | 発表基準 | 内 容 |
|------|---|---|
| 津波予報 | 津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表。 |
| | 0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところで 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。 |
| | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。 |

3 津波情報、地震情報

津波警報・注意報の発表後、震源の位置、地震の規模、津波到達予想時刻・予想される津波の高さ、各地の満潮時刻・津波到達予想時刻、津波観測状況、各地の震度等に関する情報を随時発表する。

| 情報の種類 | | 情報の内容 |
|-------|---------------------------|---|
| 津波情報 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 |
| | 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 |
| | 沖合いの津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 |

| 情報の種類 | | 情報の内容 |
|-------|-------------|--|
| 地震情報 | 震度速報 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報。 |
| | 震源に関する情報 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。 |
| | 震源・震度に関する情報 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| | 各地の震度に関する情報 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| | 遠地地震に関する情報 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を日本や国外への津波の影響に関しても記述して概ね30分以内に発表。 |
| | その他の情報 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |
| | 推計震度分布図 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |
| | 遠地地震に関する情報 | 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を日本や国外への津波の影響に関しても記述して概ね30分以内に発表。 |

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災対策特別措置法に基づく「第3次地震防災緊急事業五箇年計画」の定めるところにより、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。

- 1 避難地の整備
- 2 避難路の整備
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に要する道路
- 5 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 6 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 7 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要なデジタル防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 8 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 9 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 10 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第6章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を図ることを目的として、東南海・南海地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- 3 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 市は、大阪府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 職員参集訓練及び本部設置、運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 東海地震関連情報、地震情報、津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に大阪府及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、『東大阪市地域防災計画（災害予防対策編）第2章、第1節、防災知識普及計画』の定めるところによるほか、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する防災知識の普及

市は、地震災害応急対策に従事する職員を中心に必要な防災教育を行うものとする防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

2 住民等に対する教育

市は、防災関係機関と協力して、住民等に対する教育、防災啓発を実施するものとする。防災教育、防災啓発は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における要避難対象地区（土砂災害危険箇所等）に関する知識
- (7) 各地域における避難所等に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識

第 8 章 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第 1 東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応指針

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努めることとする。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした対策マニュアルを作成することとする。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物への立ち入り禁止や警戒区域の設定等を行うものとする。

第 2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、『東大阪市地域防災計画（地震災害対策編）付編東海地震の警戒宣言に伴う対応』により行う。

ただし、東海地震の前後には、東南海・南海地震の発生も懸念されることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。